

18 治山事業（公共）

【59,736（59,723）百万円】

対策のポイント

自然災害に対する山地防災力の強化に向け、荒廃山地の復旧整備とともに、保安林の水土保持機能の強化等による事前防災・減災対策を推進します。

<背景／課題>

- ・地震・集中豪雨等による山地災害が各地で頻発しており、国民の生命・財産を守るため、治山対策を推進する必要があります。
- ・森林・林業基本計画において、地域の安全性向上に資するため、浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林の維持・造成を推進するとされていることを踏まえ、人工林の針広混交林化による水土保持機能の強化を図る必要があります。

政策目標

周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の増加
(5.5万集落（平成25年度）→5.8万集落（平成30年度）)

<主な内容>

1. 激甚な災害に対し、崩壊箇所の調査や土石流の流下を防ぐ緊急的な対応を治山施設の設置等と一体的に実施するとともに、再度災害防止のため一定の計画に基づき、緊急かつ集中的に行う復旧整備の実施期間を延長し、計画的に着実な復旧を図ります。

復旧治山事業	20,595（21,074）百万円
防災林造成事業	2,745（2,720）百万円
治山等激甚災害対策特別緊急事業	1,719（716）百万円
国費率：10／10、1／2、5.5／10等	
実施主体：国、都道府県	

2. 地震・集中豪雨等に対する山地防災力の強化のため、荒廃山地の復旧整備を実施するとともに、保安林の針広混交林化による水土保持機能の強化や予防治山対策により事前防災・減災対策を推進します。

復旧治山事業（再掲）	20,595（21,074）百万円
民有林直轄治山事業	11,072（11,065）百万円
水源地域等保安林整備事業	7,951（8,046）百万円
緊急予防治山事業	2,505（2,500）百万円
国費率：10／10、1／2等	
事業実施主体：国、都道府県	

3. 情報化施工などの先進技術等の定着・普及を図り、治山事業の省力化・効率化を推進します。

復旧治山事業（再掲）	20,595（21,074）百万円
地すべり防止事業	3,493（4,115）百万円
国費率：10／10、1／2等	
実施主体：国、都道府県	

[お問い合わせ先：林野庁治山課（03-6744-2308）]

治山対策の推進(平成29年度予算の概要)

平成29年度予算概算決定額：597億円（597億円）

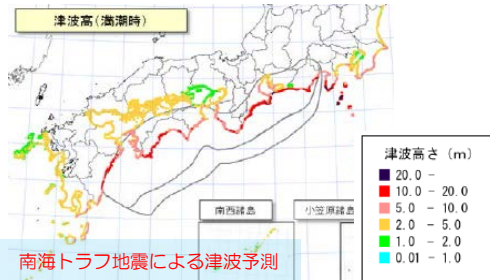
山地災害発生リスクの高まり

○集中豪雨



- ・近年、局地化・激甚化した集中豪雨が頻発し、激甚な山地災害が発生
- ・地球温暖化により、山地災害発生リスクの上昇が予測されており、気候変動適応策としての治山対策が重要

○地震



- ・平成28年熊本地震では大規模な山腹崩壊が発生
- ・南海トラフ地震等による広域にわたる津波と地震動も予測

○火山噴火



- ・全国各地で火山が噴火するなど、火山活動が活発化

平成29年度予算の重点施策

○激甚な災害からの早期復旧



- ・激甚な災害の発生時、崩壊箇所の調査や、土石流センサーの設置等を、治山施設の整備等と一体的に実施
- ・激甚な災害に対応するための治山等激甚災害対策特別緊急事業の実施期間の延長
- ・民有林直轄治山事業等による大規模荒廃地の復旧を実施

○事前防災・減災対策の推進

＜奥地水源林等の整備＞



- ・荒廃森林の整備を治山施設の整備と一体的に実施
- ・下層植生が消失し、土壌が流出している保安林で「林床植生の整備」を実施

＜予防治山対策の実施＞



- ・山地災害危険地区等において、山地災害による被害を防止軽減するための治山施設等を整備

○流木災害の防止



- ・施設整備と荒廃森林の整備の一体的な実施による流木災害防止対策

○先進技術等の活用推進



- ・先進技術等の定着・普及を図り、省力化・効率化を推進

○治山施設の長寿化対策



- ・既存施設の点検・診断や補修、機能強化などの長寿化対策を実施

○海岸防災林の整備・保全



- ・南海トラフ地震等に備えた海岸防災林の整備・保全

19 水産基盤整備事業（公共）

【70,000（69,985）百万円】

対策のポイント

- ・消費・輸出の拡大に向けて、漁港の高度衛生管理対策など安全で安定した水産物の供給体制の確立を推進します。
- ・自然災害に強く安全で安心な漁業地域の実現に向けて、漁港施設の防災・減災対策を計画的に推進します。

<背景／課題>

- ・水産業の成長産業化を実現し、消費・輸出拡大を図る中で、特に輸出促進に重点をおいた高度衛生管理対策、海域の生産力の底上げを目指した水産環境整備を推進し、競争力の強化を図ることが必要です。
- ・国土強靱化に資するため、漁港施設の地震・津波対策や長寿命化対策など大規模自然災害に備えた防災・減災対策を推進することが必要です。

政策目標

- 流通拠点漁港における高度に衛生管理される水産物の取扱量の増加
（29%（平成21年度）→概ね70%（平成28年度））
- 水産環境整備による水産資源の生産力向上
（概ね11万トンの増産（平成28年度））
- 流通拠点漁港における陸揚げ用岸壁の耐震化の推進
（20%（平成21年度）→概ね65%（平成28年度））

※平成29年度以降の目標については、次期漁港漁場整備長期計画（H29～33）の策定にあわせて検討中。

<主要内容>

1. 国産水産物の衛生管理や安定供給のための基盤強化対策

35,145（35,192）百万円

国産水産物の輸出促進及び国内市場における競争力強化を図るため、特に流通・輸出拠点漁港における高度衛生管理対策や流通の効率化を推進します（22,025百万円）。

また、海域全体の生産力の底上げなど資源回復のための水産環境整備を推進します（13,120百万円）。

2. 災害に強い漁業地域づくりのための漁港施設の防災・減災対策、既存ストックの有効活用

34,855（34,793）百万円

地震・津波等の自然災害に対する漁港及び背後集落の安全確保のため、施設の機能診断を行いつつ、漁港施設の地震・津波対策等を推進します。

また、漁港施設の戦略的な長寿命化対策、拠点漁港へ陸揚げ・集出荷等の漁港機能の集約化や既存ストックの有効活用を推進し、施設の維持管理・更新費の増大の抑制等を図ります。

直轄漁港整備事業（1、2）	14,393（14,390）百万円
フロンティア漁場整備事業（1）	2,700（2,700）百万円
水産流通基盤整備事業（1、2）	10,902（10,480）百万円
水産物供給基盤機能保全事業（2）	12,923（12,494）百万円
漁港施設機能強化事業（2）	5,703（6,065）百万円
水産環境整備事業（1）	10,420（10,743）百万円
水産生産基盤整備事業（1、2）	10,533（10,595）百万円
国費率：10/10（うち漁港管理者2/10等）、1/2等	
事業実施主体：国、地方公共団体等	

（関連対策）

漁港機能増進事業＜非公共＞

1,000（－）百万円

漁港のストック効果の最大化を図りつつ、漁村の活力を取り戻すため、漁港の利用者や生産者の就労環境の改善、漁港施設の有効活用等に資する施設整備の支援により、漁港機能の増進を図ります。

補助率：1/2等
事業実施主体：地方公共団体等

[お問い合わせ先：水産庁計画課（03-3502-8491）]

水産基盤整備事業(公共)

【平成29年度概算決定額: 70, 000 (69, 985)百万円】

平成29年度予算の考え方

水産日本の復活のため、以下の対策について重点的に推進。

- (1) 輸出促進に重点をおいた流通・輸出拠点漁港の品質・衛生管理対策
- (2) 海域全体の生産力の底上げを目指した水産資源の回復対策
- (3) 国土強靱化に資するための漁業地域の防災・減災対策
- (4) 漁港施設の長寿命化対策や施設の有効活用等による漁港ストック効果の最大化

流通・輸出拠点漁港の衛生管理対策

【課題と対応】

- ・水産物の輸出促進による需要拡大
- ・国産水産物の消費の低迷



- ・流通・輸出拠点漁港における水産物の品質・衛生管理対策の推進
- ・陸揚・集出荷機能の集約化による水産物流通の効率化

鳥獣対策を施した
屋根付きの陸揚岸壁



密閉型構造の
荷さばき所



水産資源の回復対策

【課題と対応】

- ・気候変動等による藻場・干潟の減少等の環境の変化
- ・水産資源の低迷



- ・海域全体の生産力の底上げを目指した水産環境整備の推進
- ・フロンティア漁場整備等のさらなる展開



水産資源を育む水産環境の保全・創造

漁業地域の防災・減災対策

【課題と対応】

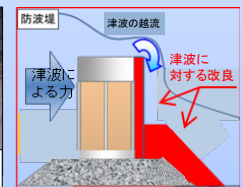
- ・南海トラフ等の切迫した大規模地震・津波による甚大な被害、地域産業への影響



- ・機能診断に基づく漁港施設の耐震化や粘り強い構造をもつ防波堤など地震・津波対策



耐震強化岸壁の効果



津波に対して粘り強い構造を持つ防波堤

漁港ストック効果の最大化

【課題と対応】

- ・人口減少社会の到来や水産資源の低迷等により港勢の動向が変化
- ・多くの施設が耐用年数を迎え、維持管理・更新費の増大が懸念



- ・コストの縮減・平準化を図りつつ、漁港施設の戦略的な長寿命化対策を推進
- ・あわせて、ストックの適正化やストック効果の最大化に向け、漁港機能の集約化や施設の有効活用等を一層推進し、施設の維持管理・更新費の増大を抑制

＜漁港施設の長寿命化対策＞



老朽化した岸壁の状況



対策後の岸壁のイメージ

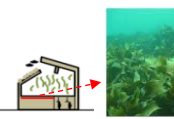
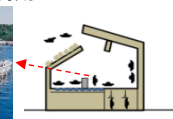
＜漁港機能の集約化・施設の有効活用＞

漁港機能の集約化による
効率的利用

水域の有効活用による
増養殖機能の増進



浮桟橋



藻場造成

20 漁港機能増進事業

【1, 000百万円（一）】

— 対策のポイント —

漁港のストック効果の最大化を図りつつ、漁村の活力を取り戻すため、漁港の利用者や生産者の就労環境の改善や漁港施設の有効活用など漁港機能の増進を図ります。

<背景／課題>

- ・近年、漁村においては、全国平均を上回る早さで人口減少や高齢化が進行し、漁村の活力の低下が懸念されています。また、漁港をはじめ社会資本全体において、多くの施設が耐用年数を迎える中、維持管理・更新費の増大等が懸念されることから、既存施設を最大限活用したストック効果の最大化が求められています。
- ・これらのことから、漁港のストック効果の最大化を図りつつ、漁村の活力を取り戻すため、漁港機能を増進する取り組みを推進することが必要です。

— 政策目標 —

- 流通拠点漁港における高度に衛生管理される水産物の取扱量の増加
（29%（平成21年度）→概ね70%（平成28年度））
- 水産環境整備による水産資源の生産力向上
（概ね11万トンの増産（平成28年度））
- 流通拠点漁港における陸揚げ用岸壁の耐震化の推進
（20%（平成21年度）→概ね65%（平成28年度））

※平成29年度以降の目標については、次期漁港漁場整備長期計画（H29～33）の策定にあわせて検討中。

<主な内容>

漁港の利用者や生産者の就労環境の改善や漁港施設の有効活用など、漁港機能の増進を図るため、以下の施設整備を推進します。

- ・省力化・軽労化・就労環境の改善を図るための施設
- ・漁港施設の有効活用を促進するための施設
- ・安全対策向上のための施設

（補助率：1/2等
事業実施主体：地方公共団体等）

[お問い合わせ先：水産庁計画課（03-3502-8491）]

漁港機能増進事業

【平成29年度予算概算決定額：1,000(一)百万円】

漁港のストック効果の最大化を図りつつ、漁村の活力を取り戻すため、漁港の利用者や生産者の就労環境の改善や漁港施設の有効活用など漁港機能の増進を図る。

【省力化・軽労化・就労環境改善施設】

＜浮体式係船岸の整備＞



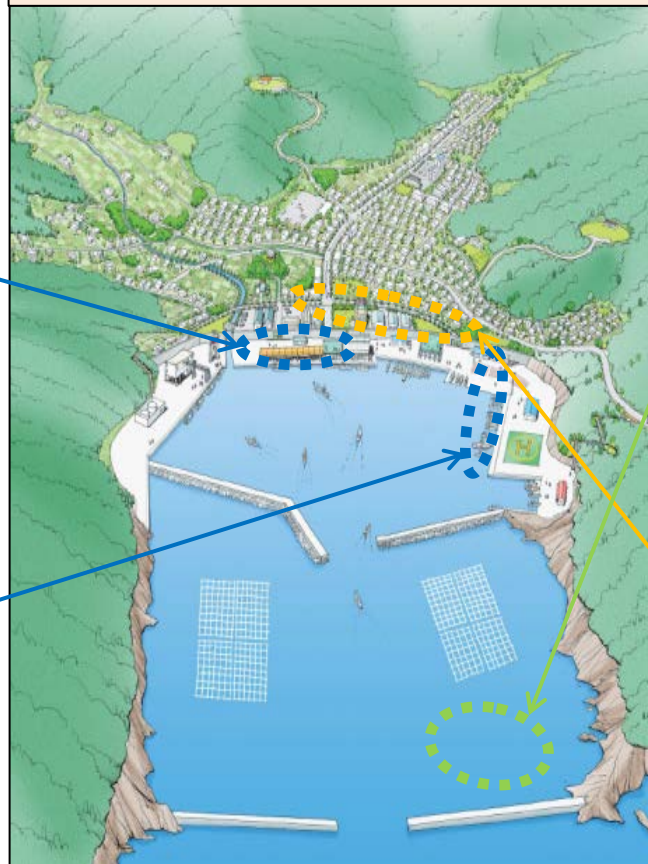
○荷揚げや積み込み作業等における省力化・軽労化のため、浮体式係船岸を整備。

＜岸壁屋根の整備＞



○屋外作業における就労環境改善のため、岸壁の屋根を整備。

漁港(イメージ)



【有効活用促進施設】



○港内の静穏域を有効活用するため、アワビ等の増殖場を整備。

【安全対策向上施設】



○津波による漁船等の漂流物の流出や、漂流物による二次災害を回避するため、津波バリア施設を整備。

【事業実施主体】 地方公共団体等

【補助率】 1/2等

21 農山漁村地域整備交付金（公共）

【101, 650（106, 650）百万円】

対策のポイント

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

<背景／課題>

- ・地域の特色を活かした地域活性化を図るためには、地域の創意・工夫によって、生産現場の強化につながる農林水産業の基盤整備を進めることが重要です。
- ・また、農山漁村地域において、地震・津波対策はもとより、集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応するためには、防災・減災対策を推進することが必要です。
- ・このため、都道府県の裁量により事業を実施することが可能な交付金を措置することにより、強い農林水産業のための基盤づくりを推進する必要があります。

政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 二酸化炭素の森林吸収量3.5%の確保等に必要な路網の整備
- 海岸堤防等の整備率69%（平成32年度）

<主な内容>

1. 都道府県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができます。
また、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を実施することができます。
農業農村分野：農用地整備、農業用排水施設整備等
森林分野：予防治山、路網整備等
水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等
3. 国から都道府県に交付金を交付し、都道府県は自らの裁量により地区毎に配分できます。また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。
（水産分野の一部事業については、市町村への直接交付も可能。）

国費率：1／2等
事業実施主体：都道府県、市町村等

お問い合わせ先：
農業農村分野に関すること
農村振興局地域整備課（03-6744-2200）
森林分野に関すること
林野庁計画課（03-3501-3842）
水産分野に関すること
水産庁防災漁村課（03-3502-5304）

農山漁村地域整備交付金

- 農山漁村地域の活性化を図るため、農林水産業の基盤整備を進めるとともに、地震・津波や集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応した防災・減災対策を推進することが重要。
- 都道府県の裁量により、生産現場の強化や防災力の向上につながる強い農林水産業のための基盤づくりを推進。

交付金の仕組みと特徴

「農山漁村地域整備計画」を都道府県、市町村が策定して実施

農業農村基盤整備

森林基盤整備

水産基盤整備

海岸保全施設整備

地域の自主性に基づき、農・林・水にまたがる広範かつ多様な事業を自由に選択
(都道府県が各地区に予算を配分)
(関係事務の一本化・統一化)

農山漁村地域整備と一体となって、事業効果を高めるために必要な効果促進事業の実施が可能

都道府県の裁量による弾力的かつ機動的な運用が可能
(農・林・水横断的な予算融通が可能)

自治体は計画・進捗状況・事後評価を公表
(客観性・透明性の確保)

地域の創意工夫を活かした農山漁村地域の総合的な整備の実施

交付金を活用した事業の実施例

【農業農村基盤整備】



用水路の整備・更新により水管理負担を軽減し農地利用を推進



ほ場整備による農業生産性の向上、秩序ある土地利用の推進



老朽化したため池の全面改修により洪水被害を未然防止

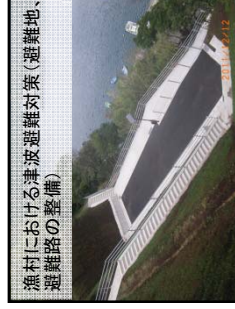
【水産基盤整備】



漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備(岸壁改良)



藻場造成による漁場の整備



漁村における津波避難対策(避難地、避難路の整備)

【森林基盤整備】



適切な森林整備を通じて、多面的機能を維持・向上



林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現



治山施設による山地災害の未然防止

【海岸保全施設整備】



津波、高潮による被害を未然に防ぐため海岸堤防の整備を推進



景観に配慮した侵食対策



津波・高潮対策としての水門の整備

22 強い農業づくり交付金

【20,174(20,785)百万円】

対策のポイント

国産農畜産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設等の整備等を支援します。

<背景／課題>

- ・「強い農林水産業」を実現するため、生産基盤の整備により、農業の収益力等を強化することが喫緊の課題です。
- ・このため、消費者・実需者の需要に応じて、国産農畜産物を安定的に生産・供給する産地体制等を構築する必要があります。

政策目標

- 指定野菜の加工・業務向け出荷量を39%増(平成37年度(対平成25年度比))
(80万1千ト(平成25年度)→111万6千ト(平成37年度))
- 1中央卸売市場当たりの取扱金額を8%増(平成32年度(対平成25年度比))
(585億円(平成25年度)→632億円(平成32年度))

<主な内容>

1. 産地の収益力の強化とリスクの軽減

高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な共同利用施設等の整備や再編を支援します。

また、「攻めの農業」の実現に向け、集出荷・処理加工施設等の再編合理化、次世代施設園芸の地域展開、中山間地域の競争力強化、水田における高収益型農業への転換について、優先枠を設置することにより、積極的に支援します。

〔優先枠の例〕

- ・コスト低減に向けた乾燥調製施設等の再編
- ・オランダも参考に高い生産性を実現する大規模な高度環境制御栽培施設等の整備
- ・都道府県が作成する中山間地域の地域別振興計画に基づき行う取組に必要となる共同利用施設等の整備
- ・水稲から園芸作物に転換するための集出荷施設の整備

等

2. 安全で効率的な流通システムの確立

食料の安定的な供給体制等を確保するため、各卸売市場が経営展望に即して行う産地や実需者との連携、品質管理の高度化等に資する施設の整備を支援します。

〔交付率：都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体等〕

〔お問い合わせ先：
1の事業 生産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
2の事業 食料産業局食品流通課 (03-6744-2059)〕

強い農業づくり交付金

平成29年度予算概算決定額： 20,174(20,785)百万円

国産農畜産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設等の整備等を支援。

補助対象：

① 共同利用施設等整備

乾燥調製施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設、生産技術高度化施設、家畜市場、畜産物処理加工施設、小規模土地基盤整備、飼料作物作付条件整備 等

② 卸売市場施設整備

売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、情報処理施設等

交付率：

都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）

事業実施主体：

都道府県、市町村、農業者の組織する団体等

交付先：

国 ⇒ 都道府県

事業の流れ



支援メニュー

1 産地収益力の強化

各品目の生産性向上等の取組に必要な共同利用施設等の整備を支援

2 産地合理化の促進

産地の集出荷、処理加工体制の合理化に必要な共同利用施設等の再編等を支援

3 気象災害等リスクの軽減

気象災害等産地を弱体化させるリスクの軽減に必要な共同利用施設等（被害防止施設等）の整備を支援

4 食品流通の合理化

安全で効率的な市場流通システムの確立に必要な卸売市場施設の整備を支援

優先枠の設定

「攻めの農業」の実現に向け、次の取組を積極的に支援します。

① 集出荷・加工の効率化に向けた再編合理化 [20億円]

高収益な産地体制への転換を図るために、集出荷・処理加工施設等の再編合理化

② 次世代施設園芸の地域展開 [20億円]

オランダも参考に高い生産性を実現する大規模な高度環境制御栽培施設等の整備

③ 中山間地域の競争力強化 [30億円]

都道府県が作成する中山間地域の地域別振興計画に基づき行う取組に必要な共同利用施設等の整備

④ 水田における高収益型農業への転換 [10億円]

水稻から園芸作物に転換するための集出荷施設等の整備

23 浜の活力再生交付金

【5, 400 (4, 100) 百万円】

対策のポイント

漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン」の着実な実行を支援するため、自らプランの見直しを行う活動や、浜プランに基づく共同利用施設の整備、水産資源の維持管理、漁港漁場の機能高度化等の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・水産業や漁村地域の再生を図るため、漁業者自らが漁業収入の向上とコスト削減のために具体的な対策に取り組む「浜の活力再生プラン」を実行しているところです。
- ・「浜の活力再生プラン」における目標の達成を支援するため、必要に応じたプランの見直し、プランに位置づけられた共同利用施設の整備やプラン策定地域における水産資源の管理・維持増大、漁港漁場の機能高度化や防災・減災対策等の取組を支援する必要があります。

政策目標

○浜の活力再生プランを策定した漁村地域における漁業所得を5年後に10%以上向上

<主な内容>

1. 浜の活力再生交付金 5, 400 (4, 100) 百万円

(1) 浜の活力再生プラン推進事業 50 (一) 百万円

漁業所得の向上による浜の活性化を目指す「浜の活力再生プラン」の着実な実行を支援するため、プランの見直しに関する活動に対して支援します。

交付率：定額
事業実施主体：地域水産業再生委員会

(2) 水産業強化支援事業 5, 350 (4, 100) 百万円

「浜の活力再生プラン」を上位計画として位置づけ、プランに位置づけられた共同利用施設の整備、プラン策定地域における水産資源の管理・維持増大、漁港漁場の機能高度化や防災・減災対策に必要な整備等を支援します。

交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）
事業実施主体：都道府県、市町村、水産業協同組合等

お問い合わせ先：
1の事業 水産庁防災漁村課（03-6744-2392）
2の事業 水産庁防災漁村課（03-6744-2391）

浜の活力再生交付金

【平成29年度予算概算決定額：5,400（4,100）百万円】

漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の着実な実行を支援するため、

- ① 自ら**浜プランの見直しを行う活動**を支援
- ② 浜プランに基づく**共同利用施設の整備、水産資源の管理・維持増大、漁港漁場の機能高度化や防災・減災対策等**の取組を支援

浜の活力再生プラン

- ・地域自ら策定する「浜の改革」を目指す計画
- ・漁業所得の10%以上の向上を目標



＜以下の事業により、浜プランの実行を支援＞

浜の活力再生交付金

浜の活力再生プラン推進事業

浜プランの着実な実行を支援するため、プランの見直しに関する活動に対して支援

水産業強化支援事業

浜プランを上位計画として位置づけ、浜プランの取組に位置づけられた共同利用施設の整備、浜プラン策定地域における水産資源の管理・維持増大、漁港漁場の機能高度化や防災・減災対策に必要な整備等を支援

＜ハード事業＞

- ・漁業収益力や水産物流機能の強化のための共同利用施設等の整備を支援
- ・種苗放流、環境整備等水産資源の増大のための施設の整備を支援
- ・漁港漁場の機能高度化、漁業地域の防災・減災等に必要な整備を支援



荷さばき施設



鮮度保持施設



種苗生産施設



津波避難タワー

＜ソフト事業＞

- ・漁場の利用調整、密漁防止対策、境界水域における操業の管理徹底等を支援
- ・内水面の調査指導、生産履歴の記録等の取組を支援
- ・災害の未然防止、被害の拡大防止、ハザードマップ作成等を支援



24 特殊自然災害対策施設緊急整備事業

【150（150）百万円】

対策のポイント

火山の噴火により著しい被害を受けるおそれがある地域を対象として、降灰被害に対応するための施設整備等を緊急的・集中的に実施します。

<背景／課題>

- ・我が国は国内に110の活火山を有する世界有数の火山国です。
- ・近年、桜島や阿蘇山などの活火山の急激な活発化に伴う降灰等により農作物等への被害や影響が増加しています。
- ・このため、火山の噴火に伴う農作物等への被害を防除・最小化するために必要な施設整備等を緊急的・集中的に実施し、災害に強い農村づくりを推進します。

政策目標

降灰による農作物等への被害が発生するおそれのある農地の減少

<主な内容>

災害に強い農村づくりを推進するため、火山の噴火により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められ、活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する防災営農施設整備計画の対象地域において、被害を防除・最小化するために必要となる洗浄用機械施設等の整備やその他関連して行う基盤整備等を支援します。

補助率：1／2以内
事業実施主体：市町村、農業者が組織する団体等

[お問い合わせ先：農村振興局防災課 （03－3502－6430）]

特殊自然災害対策施設緊急整備事業

趣 旨

- 火山活動の活発化に伴う降灰等により農作物等への被害が発生し、地域経済の基盤として地域生活の安定に欠かせない役割を果たす農業経営に著しい影響
- このため、火山の噴火により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められ、活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する防災営農施設整備計画の対象地域において、農作物等への被害を防除・最小化するために必要な施設整備等を実施し、災害への対応体制を強化

事業内容

- ① 降灰による被害の防除又は最小化に必要な共同利用施設の整備等を実施
- ② 関連する整備等を一体的に実施

【①施設整備等】



被害を防除・最小化させるために必要な洗浄用機械施設整備等を実施

【②関連整備等】



整備効果を一層促進させるため、洗浄用水の供給施設等の関連整備等を一体的に実施

事業の対象

- 活動火山対策特別措置法に基づき、都道府県知事が策定する防災営農施設整備計画の対象地域内の、市町村、農業協同組合、農業生産法人、農業者が組織するその他の団体等

補助率等

農業者が組織する団体等が行う事業に対して、事業費の1/2以内を補助

農林水産省



計画主体
(都道府県)



事業実施主体

25 畜産・酪農経営安定対策

【(所要額) 176, 272 (169, 836) 百万円】

対策のポイント

畜種ごとの特性に応じて、畜産・酪農経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。

<背景／課題>

- ・酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育、養豚及び採卵養鶏の各経営安定対策については、畜種ごとの特性に応じた対策を実施しています。
- ・これらの対策については、引き続き安定的に実施することが必要です。

政策目標

- 生乳の生産量 (745万t (平成25年度) → 750万t (平成37年度))
- 牛肉の生産量 (51万t (平成25年度) → 52万t (平成37年度))
- 豚肉の生産量 (131万t (平成25年度) → 131万t (平成37年度))
- 鶏卵の生産量 (252万t (平成25年度) → 241万t (平成37年度))

<主な内容>

1. 酪農経営安定のための支援

加工原料乳(脱脂粉乳・バター等向け及びチーズ向け生乳)に生クリーム等の液状乳製品向け生乳を追加した上で、これら加工原料乳について生産者補給金を交付するとともに、加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填を行います。

加工原料乳生産者補給金 (所要額) 36, 991 (30, 564) 百万円
加工原料乳生産者経営安定対策事業の継続
補助率: 定額、3/4以内、1/2以内
事業実施主体: (独) 農畜産業振興機構、指定生乳生産者団体

(関連対策)

飼料生産型酪農経営支援事業

6, 960 (6, 800) 百万円

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家(自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者)に対し、飼料作付面積に応じて交付金(1.5万円/1ha)を交付します。

また、飼料作付面積を拡大し、輸入粗飼料の使用量を削減又は乳用後継牛を増頭した場合には、拡大面積に応じた交付金(3万円/1ha)を追加交付します。

補助率: 定額
事業実施主体: 都道府県協議会、生乳生産者

2. 肉用牛繁殖経営安定のための支援

肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合の生産者補給金に加え、肉専用種の子牛価格が発動基準を下回った場合に、差額の3/4を交付します。

肉用子牛生産者補給金	(所要額) 19,941 (20,280) 百万円
肉用牛繁殖経営支援事業	(所要額) 17,570 (16,894) 百万円
補助率：定額、3/4以内	
事業実施主体：(独) 農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする民間団体	

3. 肉用牛肥育経営安定のための支援

粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填金として交付します。(一部の県において地域算定を実施します。)

肉用牛肥育経営安定特別対策事業 (牛マルキン)	(所要額) 86,942 (86,942) 百万円
補助率：定額、3/4以内	
事業実施主体：(独) 農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする民間団体、肥育牛生産者	

(関連対策)

肉用牛肥育経営維持安定緊急対応業務出資金 331 (331) 百万円

肥育経営の急激な資金不足に対応するため、(株) 日本政策金融公庫に対して出資を行い、農林漁業セーフティネット資金の貸付けに当たって、実質無担保・無保証人化を措置します。

補助率：定額
事業実施主体：(株) 日本政策金融公庫

4. 養豚経営安定のための支援

粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填金として交付します。

養豚経営安定対策事業 (豚マルキン)	(所要額) 9,966 (9,966) 百万円
補助率：定額、1/2以内	
事業実施主体：(独) 農畜産業振興機構、肉豚生産者	

5. 採卵養鶏経営安定のための支援

鶏卵の取引価格が補填基準価格を下回った場合に差額の9割を補填するとともに、取引価格が通常の季節変動を超えて大幅に低下した場合には、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設けて需給改善を図る取組に対し奨励金を交付します。

鶏卵生産者経営安定対策事業	4,862 (5,189) 百万円
補助率：定額、3/4以内、1/4以内	
事業実施主体：民間団体等	

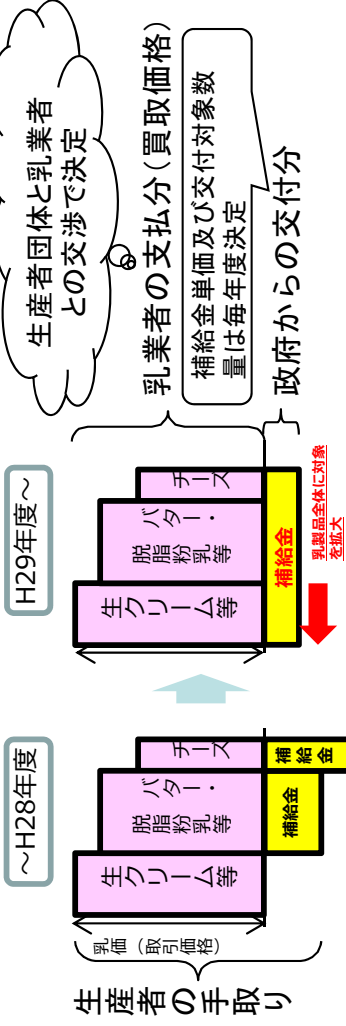
お問い合わせ先：	
1の事業	生産局牛乳乳製品課 (03-3502-5987)
2、5の事業	生産局食肉鶏卵課 (03-3502-5989)
3、4の事業 (関連対策を含む)	生産局畜産企画課 (03-3502-5979)

酪農の経営安定対策について

加工原料乳生産者補給金制度

加工原料乳地域(北海道)の生乳の再生産の確保等を図ることを目的に、加工原料乳について生産者補給金を交付。(※生クリーム等の液状乳製品向け生乳を制度の対象に追加した上で、補給金単価を一本化。)

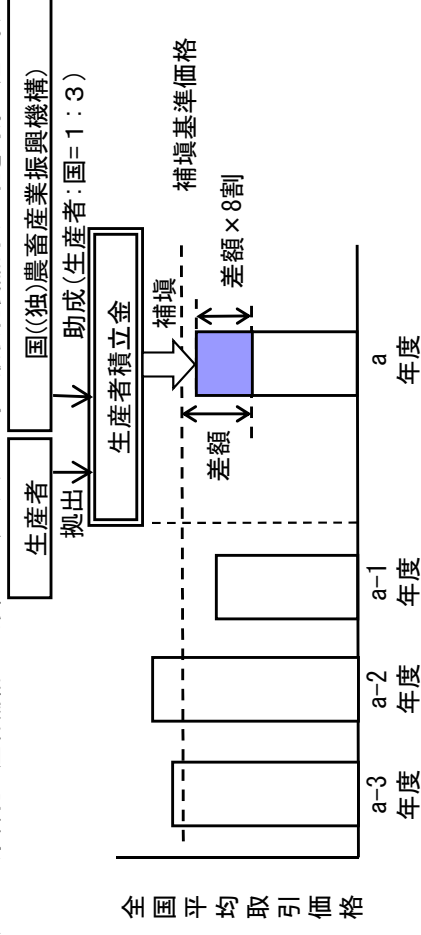
29年度加工原料乳生産者補給金単価10.56円/kg、交付対象数量350万トン



加工原料乳生産者経営安定対策事業

加工原料乳価格(脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳価格)が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国が拠出して造成した積立金から補填。

(※加工原料乳生産者補給金にあわせて、生クリーム等の液状乳製品向け生乳を対象に追加。)



飼料生産型酪農経営支援事業(関連対策)

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家(自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者)に対し、飼料作付面積に応じて交付金を交付(1.5万円/1ha)。

また、飼料作付面積を拡大し、輸入粗飼料の使用量を削減又は乳用後継牛を増頭した場合には、拡大面積に応じた交付金を追加交付(3万円/1ha)。

○ 対象者の要件

- ・ 飼料作付面積が、北海道で40a/頭、都府県で10a/頭以上
- ・ 環境負荷軽減に取り組んでいること

○ 交付金単価

- ・ 飼料作付面積 1.5万円/1ha
- ・ 飼料作付の拡大面積 1.5万円+3万円/1ha(追加交付)

肉用牛、養豚及び採卵鶏の経営安定対策について

肉用牛肥育經營當安特定特別事業(牛マルキン)

(子牛価格) ▲

発動基準

肉用牛繁殖経営支援事業

肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに算定)が発動基準を下回った場合に差額の3/4を交付

肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに算定)が発動基準を下回った場合に差額の3/4を交付

肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに算定)が保証基準
価格を下回った場合に補給金を交付

業事策定安當經營者生産鶏卵

(注)四半期ごとに算定(前の四半期に発動がなかった場合は通算)

The diagram shows a blue curve representing the relationship between egg production volume and price. Two horizontal red lines represent the 'Standard Price' (標準価格) and the 'Recovery Standard Price' (補填基準価格). The area between the curve and the standard price is shaded gray and labeled '90% of the difference to be recovered' (差額の9割を補填). A vertical dashed line indicates the '30 days before' (30日前) point. A large blue arrow points upwards from the standard price level towards the recovery standard price level, labeled 'Incentive target for egg production' (奨励金の対象となる成鶏の出荷). A note at the top right states: '※安定基準価格(を上回る日の前日までに、食鳥処理場に予約されている場合)' (Note: When reserved for processing as food birds by the day before the day exceeding the stable standard price).

26 酪農経営体生産性向上緊急対策事業

【6, 000（－）百万円】

対策のポイント

酪農家における労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械・装置の導入を支援するとともに、搾乳などに関する作業の集中管理により外部化するモデル的な取組を支援します。

<背景／課題>

- ・酪農家は、毎日の朝夕に欠かすことができない搾乳や給餌、深夜対応も求められる分娩監視等の通常の作業に加え、粗飼料の生産・調製作業の負担が重複して生ずるなどにより労働負担が大きいことが、高齢化に伴う離農の原因や後継者による継承が進まない一因となっています。
- ・このため、酪農家の労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械・装置の導入等を支援し、労働条件を改善する必要があります。

政策目標

労働負担軽減・省力化の推進により、酪農家の労働時間を短縮

<主な内容>

酪農家における労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化を図るため、地域の労働負担軽減計画を作成し、当該計画を実現するための

- ① 労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械・装置の導入
 - ② モデル的に搾乳作業などを外部化する集合搾乳施設の設置
- を支援します。

（補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：民間団体）

[お問い合わせ先：生産局畜産振興課 （03－6744－2587）]

酪農経営体生産性向上緊急対策事業

【平成29年度予算概算決定額：6,000(一)百万円】

- 酪農家における労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械・装置の導入を支援
- 搾乳などに関する作業の集中管理により外部化するモデル的な取組を支援

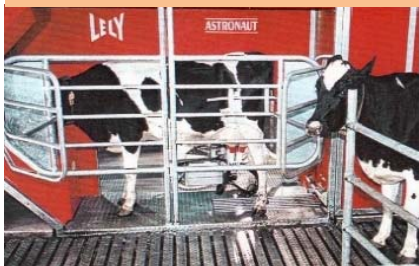
『地域楽酪 応援計画』 の策定



早朝・夜における搾乳や集送乳などの作業は、高齢になるほど負担が大きい。生乳生産の効率化につながるよう、飼養管理の省力化や高度化につながる機械・装置を導入しましょう。

飼養管理の省力化・高度化に資する機械・装置の導入支援

搾乳ロボット



労働時間の約5割を占める
搾乳作業を自動化

搾乳ユニット搬送レール



搾乳作業の負担軽減と時間
短縮

地域の実情を踏まえ、

- ① 酪農家に対する機械・装置の導入
- ② これらの省力化・高度化に資する機械・装置を備えた集合搾乳施設の設置

を支援

自動給餌機



労働時間の約2割を占め、
人力での運搬が重労働である
給餌作業を自動化

ほ乳ロボット



家族経営では女性や高齢
者が担当する場合が多い
子牛のほ乳作業を自動化

発情発見装置



発情した牛は通常より歩数が増えることから、行動観察を行わなくても的確に発情を発見

27 自給飼料の生産拡大

【14, 168 (12, 594) 百万円】

対策のポイント

国産飼料の一層の生産と着実な利用拡大により、飼料自給率の向上を図り、飼料生産基盤に立脚した力強い畜産経営を確立します。

<背景／課題>

- ・畜産物の生産コストに占める飼料費の割合は、酪農及び肉用牛生産で約4割、養豚及び養鶏で約6割となっており、飼料価格、特に濃厚飼料原料の大宗を占める輸入穀物の価格動向は、畜産経営に大きく影響します。
- ・我が国の畜産・酪農の競争力を強化するためには、輸入飼料依存から脱却し、国産飼料の一層の生産と利用の着実な拡大により飼料自給率を高め、飼料生産基盤に立脚した力強い畜産経営を確立していくことが重要です。

政策目標

- 飼料自給率の向上 (26% (平成25年度) →40% (平成37年度))
- 飼料作付面積の拡大 (89万ha (平成25年度) →108万ha (平成37年度))

<主な内容>

1. 飼料増産総合対策事業 1, 011 (1, 011) 百万円
(1) 草地生産性向上対策 277 (290) 百万円

- ① 草地の生産性向上を図るための草地改良
- ② 新品種等の優良飼料作物種子の活用促進
- ③ 飼料生産組織（コントラクター等）の飼料生産技術者の資質向上
- ④ 配合飼料給与量を低減させる粗飼料や濃厚飼料原料（イアコーン等）の国内生産・給与技術（スマートフィーディング）の実証
- ⑤ 公共牧場の新たな活用方法の検討にかかる取組等を支援します。

（補助率：定額、1／2以内、1／3以内）
事業実施主体：農業者集団、民間団体

- (2) 国産粗飼料増産対策 564 (551) 百万円

- ① コントラクター等が地域の飼料生産の担い手として機能の高度化を図るため、国のガイドラインの方向に即し、飼料生産作業の集積等により生産機能の強化を図る取組
- ② コントラクター等による青刈りとうもろこしなどの栄養価の高い良質な粗飼料（高栄養粗飼料）の作付・利用拡大の取組
- ③ 省力化・低コスト化を図るため地域一体となった放牧の取組等を支援します。

（補助率：定額、1／2以内、1／3以内）
事業実施主体：農業者集団、民間団体

- (3) エコフィード増産対策事業 170 (170) 百万円

エコフィードの品質向上及びエコフィード利用畜産物の差別化の促進、地域の関係者との連携による食品残さ等の飼料利用体制の構築、活用が進んでいない食品残さを原料としたエコフィードの増産等を支援します。

（補助率：定額、1／2以内）
事業実施主体：農業者集団、民間団体

2. 飼料生産型酪農経営支援事業

6, 960 (6, 800) 百万円

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家（自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者）に対し、飼料作付面積に応じて交付金（1. 5万円／1 ha）を交付します。

また、飼料作付面積を拡大し、輸入粗飼料の使用量を削減又は乳用後継牛を増頭した場合には、拡大面積に応じた交付金（3万円／1 ha）を追加交付します。

（補助率：定額
事業実施主体：都道府県協議会、生乳生産者）

3. 草地関連基盤整備＜公共＞

6, 197 (4, 783) 百万円

畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成に資する飼料生産の基盤整備等を推進します。

（農業農村整備事業で実施
国費率、補助率：2／3、1／2等
事業実施主体：国、都道府県、事業指定法人）

（お問い合わせ先：
・ 1 の事業 生産局飼料課 (03-3502-5993)
・ 2 の事業 生産局畜産企画課 (03-3502-0874)
・ 3 の事業 生産局飼料課 (03-6744-2399)）

自給飼料の生産拡大

国産飼料の一層の生産と着実な利用拡大により、飼料自給率の向上を図り、飼料生産基盤に立脚した力強い畜産経営を確立。

飼料増産総合対策事業

- 生産性向上のための草地改良、優良飼料作物種子の活用・放牧技術等の向上、飼料作物種子の調整保管、自給飼料生産技術向上等を支援
- 公共牧場の新たな活用方法の検討にかかる取組等を支援
- 飼料生産作業の集積によるコントラクター等の生産機能等の高度化、省力化・低コスト化を図るための地域一体となった放牧の取組等を支援
- エコフィードの品質向上及びエコフィード利用畜産物の差別化促進、食品残さ等の飼料利用体制構築、エコフィードの増産等を支援



改良後の草地



濃厚飼料原料の生産給与技術の実証



放牧の推進



コントラクター等機能高度化



エコフィード利用拡大



エコフィード利用畜産物の差別化

補助率：定額、1/2以内、1/3以内等

飼料生産型酪農経営支援事業

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家に対し、



- 飼料作付面積に応じて、本体交付金を交付
- 飼料面積を拡大し、輸入粗飼料の使用量を削減又は乳用後継牛を増頭した場合、拡大面積に応じた追加交付金を併せて交付

○ 対象者の要件

- ・ 飼料作付面積が、北海道で40a／頭、都府県で10a／頭以上
- ・ 環境負荷軽減に取り組んでいること

○ 交付金単価[二作目、契約栽培の面積も対象]

- 飼料作付面積 1.5万円／1ha
- 飼料作付面積の拡大 3万円／1ha(追加交付)

草地関連基盤整備＜公共＞

- 畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成に資する飼料生産の基盤整備等を推進

28 野菜価格安定対策事業

【(所要額) 17, 235 (17, 082) 百万円】

対策のポイント

野菜の生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、野菜価格安定対策を的確かつ円滑に実施します。

<背景／課題>

国民消費生活上、必要不可欠な野菜について、消費者への安定供給を図るためには、価格が著しく低落した場合に生産者補給金を交付すること等により野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和する野菜価格安定対策を円滑に推進していくことが重要です。

政策目標

生産及び出荷の安定を図ることにより市場入荷量の変動を抑制
(変動係数 1.8% (平成17年度) →1.4%以下 (平成37年度))

<主な内容>

野菜価格安定対策の円滑な推進

野菜の生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、価格低落時における生産者補給金の交付等により、野菜価格安定対策を的確かつ円滑に実施します。

補助率：定額、65/100、60/100、50/100
事業実施主体：(独) 農畜産業振興機構

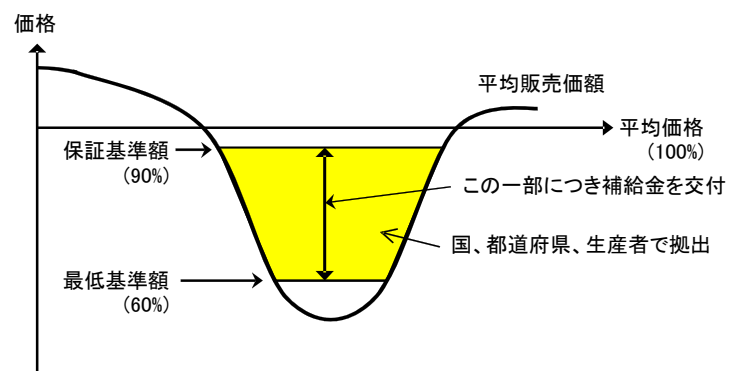
[お問い合わせ先：生産局園芸作物課 (03-3502-5961)]

野菜価格安定対策事業

平成29年度予算概算決定額（所要額） 17,235（17,082）百万円

野菜の生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、価格低落時における生産者補給金の交付等により、野菜価格安定対策を的確かつ円滑に実施。

基本の仕組み



指定野菜（14品目）

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、たまねぎ、ぱれいしょ、ほうれんそう

特定野菜（35品目）

アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、やまのいも、れんこん、ししとうがらし、わけぎ、らっきょう、にがうり、オクラ、みょうが

		指定野菜価格安定対策事業	特定野菜等供給産地育成 価格差補給事業
対象野菜		指定野菜 14品目 国民消費生活上重要な野菜	特定野菜 35品目 国民消費生活や地域農業振興の観点から 指定野菜に準ずる重要な野菜
産地要件	面積	20ha（露地野菜）	5ha
	出荷割合	2／3	2／3
抛割割合 （国：都道府県：生産者）		3：1：1	1：1：1（※）
平均価格		過去6カ年の卸売市場価格を基礎に算出	
保証基準額		平均価格の90%	80%
最低基準額		平均価格の60%	55%
補填率		原則90%	80%
対象者		出荷団体、生産者（個人・法人）	出荷団体、生産者（個人・法人）

※ 特定野菜のうち、アスパラガス、かぼちゃ、スイートコーン及びブロッコリーにあたっては、国：2、都道府県：1、生産者：1

29 新しい野菜産地づくり支援事業

【2, 273 (1, 080) 百万円】

対策のポイント

実需者ニーズに対応した野菜の生産拡大を実現するため、水田地帯において水稲から野菜への転換を図り、実需者等の関係者と連携して取り組む新しい野菜産地の育成を支援するとともに、加工・業務用野菜の安定生産・安定供給に必要な土壌・土層改良等の取組や、流通業者、実需者との連携による新たな流通システムの導入実証等を支援します。

<背景／課題>

- ・野菜については、食の外部化や簡便化の進展に伴い、加工・業務用を中心として国産需要が高まっていますが、小売店、外食・中食など実需者の多様なニーズに十分に答え切れておらず、輸入品にシェアが奪われている状況です。
- ・こうした中で、野菜の生産拡大を図るためには、まとまった規模で野菜の大ロット生産・供給が可能な水田地帯において、水田から野菜に転換する際の技術面や販売面の課題を解決しつつ、実需者等の関係者と連携した新しい野菜産地を育成していくことが重要です。
- ・また、野菜の供給には、実需者等と安定取引できる体制づくりが不可欠であり、出荷の大ロット化や流通システムの効率化・低コスト化を図るとともに、収量・品質の安定化、生産コストの低減など、国産野菜の生産流通構造を改革していく必要があります。

政策目標

野菜の生産数量の増加

(1, 195万トン（平成25年度）→1, 395万トン（平成37年度）)

<主な内容>

1. 野菜生産転換促進事業

水田地帯において、契約取引先となる実需者等の関係者で構成されるコンソーシアムによる推進体制により、産地の合意形成、品目の選定や出荷先の確保、排水対策や栽培技術の確立、機械化一貫体系の導入など、新たにまとまった規模の野菜産地を育成するのに必要な取組を一体的に支援をします。

補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：協議会（農業者、実需者等で構成）

2. 加工・業務用野菜生産基盤強化事業

輸入野菜からのシェア奪還に向け、加工・業務用野菜への転換を推進する産地を対象に、加工・業務用野菜の安定生産・安定供給に必要な土壌・土層改良、被覆資材の使用等の作柄安定技術の導入に必要な経費を支援します。

対象品目：キャベツ、たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、かぼちゃ、レタス、スイートコーン、えだまめ

補助率：定額
交付先：（独）農畜産業振興機構
事業実施主体：農業者団体等

3. 青果物流通システム高度化事業

生産者、流通事業者、実需者等が連携し、トラック輸送から鉄道・船舶輸送への切替え等によって流通の合理化・効率化を図る際に必要な技術実証や、新たな技術を活用した低温輸送システムの構築等を支援します。

補助率：定額、1／3以内
事業実施主体：生産者・物流事業者・実需者等からなるコンソーシアム、民間団体

お問い合わせ先：

生産局園芸作物課園芸流通加工対策室

(03-3502-5958)

新しい野菜産地づくり支援事業

【平成29年度予算概算決定額：2,273(1,080)百万円】

野菜生産転換促進事業

- 実需者ニーズに対応した野菜の生産拡大を実現するため、**水田地帯において水稲から野菜への転換を図り、実需者等の関係者と連携して取り組む新しい野菜産地の育成**を支援。

①産地内の合意形成

水稲から野菜への転換に向けて、

- ・ 生産者間で生産体制の構想を検討するとともに、
- ・ 流通業者や実需者を含めたコンソーシアムを構築。



生産者間の生産体制の検討



コンソーシアムによる会議

②品種の選定や出荷先の確保

新たに野菜に取り組むに当たり、

- ・ 地域の気象・土壌条件に適した品種の検討を行うとともに、
- ・ 事業実施後の契約取引の実現に向けて実需者と計画的に協議。



品種選定試験

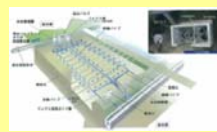


実需者と計画的に協議

③排水対策や栽培技術の確立

水田地帯で野菜生産に転換可能か検証するため、

- ・ FOEAS（地下水制御システム）等の排水対策の実証や、
- ・ 栽培技術確立のための実証ほの設置、技術講習会等を実施。



FOEAS
（地下水制御システム）



栽培研修

④機械化一貫体系の導入

まとまった面積でより高い収益を確保できるよう、

- ・ 低コスト生産に必要な機械化一貫体系の導入を図るとともに、
- ・ 導入する機械に対応する栽培技術の研修会等を実施。

【機械化一貫体系の導入（キャベツ）】



畝立同時施肥機



全自動移植機



収穫機



試験ほ場での機械実演

加工・業務用野菜生産基盤強化事業

- 加工・業務用野菜への作付転換を推進するため、**作柄安定技術を導入する際に必要な経費**を支援。

支援対象：土壌・土層改良、マルチ・べたがけ等の資材の使用、
病虫害防除資材の導入 等

対象品目：キャベツ、たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、かぼちゃ、
レタス、スイートコーン、えだまめ

【作柄安定に係る技術】



かん水
（保水対策）



土壌消毒



土壌改良資材



青果物流通システム高度化事業

- 新たな技術を導入した**モーダルシフト等の流通合理化、高品質保持技術の導入によるバリューチェーンの構築等に係る実証**を支援。

支援対象：トラックから鉄道・船舶による輸送へ切替え、高鮮度保持コンテナによる貯蔵、産地から消費地まで同一のパレットを使用した輸送体系や共同配送の実証 等

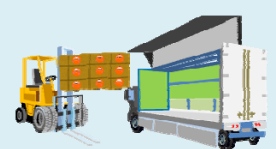
【流通の合理化に係る技術】



鉄道や船舶による輸送



高鮮度保持コンテナ



パレットによる輸送

30 果樹農業好循環形成総合対策事業

【5, 660 (5, 600) 百万円】

対策のポイント

果樹農業振興基本方針に即し、農地中間管理機構による園地整備や改植、高品質果実の供給力の維持・向上につながる産地体制の整備、健康面等の消費者ニーズや流通・消費構造の変化に対応した国産果実加工品の需要拡大等を推進します。

<背景／課題>

- ・我が国の果樹農業は、高齢化の進展や農地荒廃の加速化、資材価格の上昇等により、生産基盤が脆弱化しており、園地の集積や次世代への継承など果実の供給力の維持・強化が大きな課題となっています。
- ・さらに、果実の需給構造を見ると、国内需要のうち6割、果実加工品だけを見ると9割を輸入に依存しており、国産果実加工品等の需要拡大を図るため、高品質な国産果実加工品等の魅力を発信することが重要となっています。

政策目標

果樹産地面積のうち優良果実の供給面積割合の増加
(5% (平成25年度) → 17% (平成37年度))

<主要内容>

1. 果樹産地における高品質果実の供給力の維持・強化

優良品目・品種への転換を加速するため、引き続き、産地の担い手による改植等を支援するほか、次の取組を推進します。

(1) 農地中間管理機構による面的な改植、担い手への園地集約の推進

機構を通じた改植において、ほ場の集約化に伴い追加的な土層改良経費を要する場合には、改植単価を加算して支援します(加算額：2万円/10a)。

また、機構を通じた改植に当たり、複数年に分割して改植経費を支援できる運用を導入します(例：かんきつ25万円/10a(加算後)のうち、伐採・抜根経費等(15万円/10a)を初年度に、苗木の定植経費等(10万円/10a)を後年度に支払)。

(2) 果樹経営の次世代への円滑な承継

園地や担い手、樹体情報を集約し、供給力維持に向けた検討、就農希望者を呼び込むための「産地キャリアプラン(仮称)」の策定、プランを策定した産地に対する研修の実施を支援します。

2. 加工流通対策の推進

産地における加工用果実の作柄安定技術の導入、果汁製品の高品質化設備や長期保存施設等の導入、新需要に対応した商品開発、サプライチェーンの構築や需要拡大に向けた取組等を支援します。

〔補助率：定額、定額(1/2相当)、6/10、1/2、1/3〕
事業実施主体：(公財)中央果実協会、民間団体〕

[お問い合わせ先：生産局園芸作物課 (03-3502-5957)]

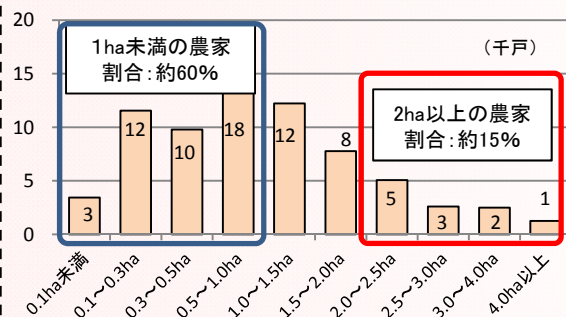
果樹農業好循環形成総合対策事業

(平成29年度予算概算決定額 5,660(5,600)百万円)

果樹農業振興基本方針に即し、農地中間管理機構による園地整備や改植、高品質果実の供給力の維持・向上につながる産地体制の整備、健康面等の消費者ニーズや流通・消費構造の変化に対応した国産果実加工品の需要拡大等を推進。

果実の供給力の維持・強化 【新規・拡充】

- ・高品質な国産果実は我が国の強み。
- ・しかしながら、果樹産地では、高齢化等に伴い担い手が減少しており、果実の供給力の維持が困難になるおそれ。



⇒ まとまった園地を整備し、高品質果実の安定供給を図れる産地体制の整備を図り、次世代に円滑に承継していく必要。

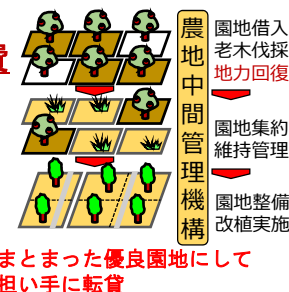
農地中間管理機構による面的な改植、園地集約の推進【拡充】

- ・機構を通じた改植において、**ほ場の集約化に伴い追加的な土層改良経費**を要する場合には、**改植単価を加算**。

【改植】 23万円/10a (みかん等のかんきつ類)
17万円/10a (りんご等の主要落葉果樹等)
33万円/10a (りんごわい化栽培等)

機構改植の加算額: 2万円/10a

【未収益】 22万円/10a (5.5万円×4年分)



- ・機構を通じた改植に当たり、**複数年に分割して改植経費を支援できる運用を導入**。

(例: かんきつ25万円/10a(加算後)のうち、伐採・抜根経費等(15万円/10a)を初年度に、苗木の定植経費等(10万円/10a)を後年度に支払)。

果樹経営の次世代への円滑な承継に向けた検討の支援【新規】

- ・**耕作者や園地、樹齢等の詳細な産地情報を集約**し、果実の供給力維持に向けた検討を支援。[補助率: 定額]
- ・新規就農者を呼び込む「**産地キャリアプラン**」の策定、プラン策定産地に対する**研修の実施**を支援。[補助率: 定額、1/2]

加工流通対策の推進

- ・ストレート果汁や機能性表示の利用など、健康面等の消費者ニーズや流通・消費構造の変化に対応した国産果実加工品の需要拡大が重要。

- ・産地における加工用果実の作柄安定技術の導入、果汁製品の高品質化設備や長期保存施設等の導入、新需要に対応した商品開発、サプライチェーンの構築や需要拡大に向けた取組等を支援。[補助率: 定額、1/2、1/3]

[機能性表示を訴求している果実加工品の例]

OP-クリプトキサンチン高含有「POM
アシタノカラダみかんジュース」
(農研機構果樹研究所・樹えひめ飲料)



31 茶支援関連対策

【1, 511（1, 405）百万円】

対策のポイント

産地の戦略に基づく茶園の改植や整理等による生産体制の強化、新需要開拓等に向けた茶の生産・加工技術の導入、コスト低減に資する生産・加工機械のリース導入等を支援します。

<背景／課題>

- ・茶は、近年、価格の下落等により経営環境が厳しい状況にあるが、高品質の茶は安定した価格で取引されていることから、取引の単位である茶工場単位での高品質化の取組が必要となっています。
- ・また、リーフ茶の消費が減少傾向で推移する中で、新たな需要拡大に向けた取組が必要となっています。

政策目標

茶の輸出額の増加（50.5億円（平成24年）→150億円（平成31年））

<主な内容>

1. 地域の戦略に基づく茶園の改植、整理等支援

茶産地の収益力の強化と農業者の経営安定を図る観点から、消費者等ニーズに対応した優良品種への転換や高品質化を加速化するため、茶工場単位等で策定された品質向上戦略に基づき実施する新植・改植、改植に伴う未収益期間、担い手への集積等に伴う茶園の整理、抹茶等への栽培方法の転換を行うための整備等に対し支援を行います。

また、改植費用の上昇等を踏まえ、改植単価及び未収益期間支援の単価を改定します。

（補助率：定額）
事業実施主体：農業者等の組織する団体

2. 国産茶の需要拡大に向けた取組支援

国内外マーケット調査やマーケット創出のための生産・加工技術の導入、新たな茶種の栽培・加工等の取組を支援します。

（補助率：定額、1／2以内）
事業実施主体：農業者等の組織する団体

3. 生産コストの低減、生産体制強化への取組支援

燃油価格の高騰や凍霜害に対応した生産体制への転換等を促進するため、省エネ等コスト低減に資する生産・加工機械及び防霜ファン等のリース導入を支援します。

（補助率：1／2以内）
事業実施主体：農業者等の組織する団体

[お問い合わせ先：生産局地域対策官（03-6744-2117）]

茶の高品質化・需要拡大に向けた生産体制の強化支援

- 茶については、近年、荒茶価格の低迷により経営環境が厳しい状況。特に、一部の低品質な荒茶が全体の品質を押し下げていることが価格下落の要因の一つ。
- 一方、高品質の茶は安定した価格で取引されていることから、安定した価格での国内需要の維持・拡大等を図るため、取引の単位である茶工場単位等での改植促進等による生産性、品質向上による取引等を支援することが必要。
- また、需要拡大に向けた取組を支援することが必要。

地域の戦略に基づく茶園の改植、整理等支援

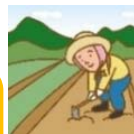
- 茶工場単位を基本とする茶生産者グループにおいて、販売方針、品種の転換や担い手への集積方針、栽培方法等を内容とした「品質向上戦略」を策定。
- 品質向上戦略に基づき実施する以下の取組を支援。

茶生産者グループ



品質向上戦略

- ・需要を見据えどのような茶を生産するか
- ・誰が生産を担うか
- ・茶工場単位でどう改植を進めるか など



改植の実施、
新技術の導入等

・担い手による栽培技術の平準化、茶樹の若返り等による生産性・品質の向上



高品質
安定生産
の実現

経営の安定
↑
安定価格による取引

- ①改植、移動改植：15.2万円/10a
- ②改植に伴う未収益期間への支援：14.1万円/10a
(他品種への改植は18.1万円/10a)
- ③新植：12万円/10a
- ④担い手への集積等に伴う茶園整理：5万円/10a
- ⑤棚栽培への転換：4万円/10a
- ⑥棚栽培への転換に必要な資材費：10万円/10a
- ⑦台切り：7万円/10a (①と②、⑤と⑥は同時に取り組むことが可能)

国産茶の需要拡大に向けた取組支援

- ・減農薬栽培に向けた防除機械等の導入
- ・半発酵茶（烏龍茶）、発酵茶（紅茶）
いちょうか
や萎凋香を発生させる加工機械等の導入
- ・市場調査

萎凋処理による香りを
発現させる加工技術

低温除湿萎凋(15℃16時間)



サイクロン式害虫
吸引機械



生産コストの低減、生産体制強化への取組支援

- ・省エネ型加工機械のリース導入
- ・産地の気象条件等に応じた生産体制を構築するための防霜ファンなどの導入



そじゅうき
省エネ型粗揉機

32 甘味資源作物生産支援対策

【9, 795 (9, 301) 百万円】

対策のポイント

甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者の経営の安定並びに砂糖の安定供給を図るとともに、さとうきびの自然災害からの回復に向けた取組に対して支援します。

<背景／課題>

- ・国内産糖と輸入糖にある内外コスト格差の是正のため、甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者に対して交付金を交付し、経営の安定、砂糖の安定供給の確保を図ることが必要です。
- ・また、沖縄県、鹿児島県南西諸島の基幹作物であるさとうきびは、近年、台風や干ばつ等の自然災害により不作が続いていることから、自然災害からの回復に向けた取組に対して支援することが必要です。

政策目標

- てん菜の生産量を増加
(357万トン(平成26年度)→368万トン(平成37年度))
- さとうきびの生産量を増加
(116万トン(平成26年度)→153万トン(平成37年度))
- 国内産糖の安定的な供給
(73万トン(平成26年度)→80万トン(平成37年度))

<主な内容>

1. 甘味資源作物・国内産糖調整交付金

9, 057 (8, 563) 百万円

国内産糖と輸入糖にある内外コスト格差を調整するため、(独)農畜産業振興機構が甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者に交付する甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の一部に相当する金額を同機構に交付します。

補助率：定額
事業実施主体：(独)農畜産業振興機構

2. さとうきび及びでん粉原料用かんしょ経営安定対策推進事業

33 (33) 百万円

さとうきび及びでん粉原料用かんしょに係る生産者交付金の交付申請を円滑に行うため、代理申請者の申請・支払事務経費への支援を行います。

補助率：定額
事業実施主体：生産者団体等

3. 甘味資源作物安定生産体制確立事業

705 (705) 百万円

「さとうきび増産基金」により、台風、干ばつ、病虫害発生等の自然災害からの回復に向けた取組を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：生産者団体等

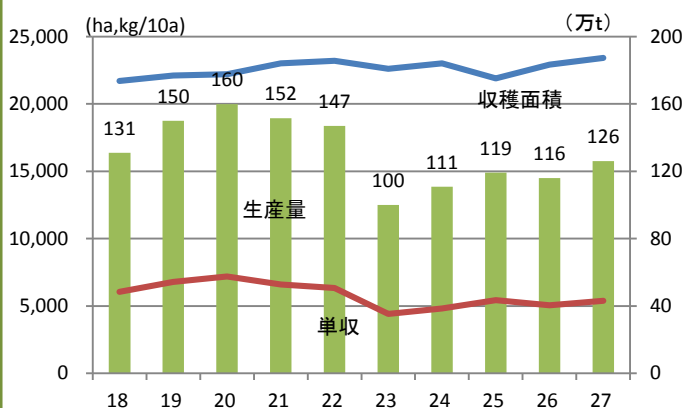
[お問い合わせ先：政策統括官付地域作物課 (03-3501-3814)]

甘味資源作物生産支援対策のうち 甘味資源作物安定生産体制確立事業

【平成29年度予算概算決定額：705（705）百万円】

- さとうきび増産基金は、近年、台風、干ばつ、病虫害発生などの自然災害が多発し、不作が続いていることを踏まえ、平成27年度から突発的な自然災害に対応するためのセーフティネット型の基金へと変更。
- 平成28年産においても、奄美地方、沖縄県ともに病虫害発生注意報が発令されており、引き続き、自然災害による不測の事態に対応していく必要がある。

さとうきびの生産状況



28年の病虫害発生等の状況

地域によって平成23年に戦後最大の不作をもたらしたイネヨトウ、発病すると感染力が高く大減収に繋がりがねない黒穂病について、病虫害発生注意報が発令されるなどこれらの発生に迅速に対応していく必要。

(対象地域): 鹿児島県奄美地方(イネヨトウ)
沖縄県全域(黒穂病)
八重山群島(イネヨトウ他)
伊平屋村(アオドウガネ)
沖縄群島等(タイワンツチイナゴ)

さとうきび増産基金

自然災害被害対策

自然災害	発動要件	主な対策
干ばつ	1ヶ月間の降水量が平年に比べ1割未満	・かん水
台風	被害率が10%を超える台風被害	・除塩(散水) ・苗の補植、改植
病虫害	発生予察注意報、警報、特殊報が発出	・病虫害防除
その他の災害	単収が平年に比べ10%以上減少となることが見込まれる場合	(災害の内容に応じた対策) ・株出管理作業 ・苗の確保 等

工場対策(自然災害影響緩和対策)

33 国産花きイノベーション推進事業

【751（702）百万円】

対策のポイント

国産花きのシェア奪還と輸出拡大を図るため、需要期にあわせた高品質な切り花の低コスト安定供給体制の構築、植木・盆栽の生産体制の強化に必要な育苗期間短縮化の取組等を支援します。

<背景／課題>

- ・平成26年12月に施行された「花きの振興に関する法律」の理念の実現に向けて、国産花きの生産・供給体制の強化、輸出や需要拡大のための取組を推進し、国産花きのシェア奪還と輸出拡大を図ることが必要です。
- ・市場や小売店等の実需者からは、需要期にあわせて輸入される切り花に対抗できる高品質な国産切り花や、海外からのニーズが強い植木・盆栽の生産・供給体制の強化が求められています。

政策目標

- 国産花きの産出額の拡大（3,785億円（平成25年）→5,000億円（平成32年））
- 国産花き輸出額の増大
（81億円（平成27年）→150億円（平成31年（平成32年から1年前倒し））

<主な内容>

1. 花き関係者の連携への支援

生産者、研究機関、流通関係者、販売事業者等花き業界関係者が一堂に会して戦略を策定する協議会の運営等を支援します。

2. 国産花きの強みを活かす生産・供給体制の強化

広域連携による花き加工技術の向上の取組や、日持ち性向上のための管理技術の導入、物流の効率化等に対する支援のほか、新たに需要期にあわせて高品質な切り花を低コストで安定供給するのに必要なハウス内温度処理の新技术や、植木・盆栽の生産体制の強化に必要な大型挿し穂の利用等による育苗期間短縮化技術の実証を支援します。

3. 国産花きの需要拡大

フラワーコンテスト・花文化展示会の開催、花育の普及及び指導者向け研修、オフィスや介護施設等での花や緑の利用、異業種との連携によるプロモーション活動等を効果的に推進します。

（補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：協議会、民間団体等）

（お問い合わせ先：
生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室（03-6738-6162））

国産花きイノベーション推進事業(拡充)

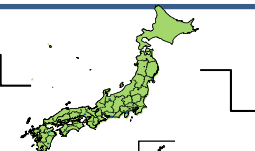
平成29年度予算概算決定額 751(702)百万円

○ 国産花きのシェア奪還と輸出拡大を図るため、需要期にあわせた高品質な切り花の低コスト安定供給体制の構築、植木・盆栽の生産体制の強化に必要な育苗期間短縮化の取組等を支援。

下線は拡充部分

1. 花き関係者の連携への支援

- 都道府県毎に、生産者、研究者、流通・販売業者、輸出事業者等花き業界の関係者が一堂に会した協議会で地域の花きの振興策等を検討



2. 国産花きの強みを活かす生産・供給体制の強化

- 多様な品種を有し品質の高い国産花きの強みを活かす生産・供給体制の強化に向けた、①広域連携による花き加工流通の実証、②物流の効率化、③日持ち性向上のための管理技術の導入等を支援
- 輸入品に対抗できる国産切り花の安定供給を図るため、ハウス内の温度処理で品質低下を抑える新技術(例:※EOD-heating)等の実証や気象条件に左右されない品種の選定により、需要期にあわせて高品質な切り花を低コストで生産・出荷する取組を支援

※日没前後の短時間変温処理技術(EOD-heating)

日没前後の温度処理により、生産コストの削減や慣行栽培と同程度の品質、生育を確保できる技術。

- 植木・盆栽の輸出拡大に向けた生産体制の強化を図るため、大型挿し穂の利用や育苗時の肥培管理の工夫等の実証により育苗期間を短縮する取組を支援

(切り花の現状)

- 需要期(お盆、お彼岸等)にあわせて安価な切り花が大量に輸入
- 国産ニーズはあるものの、産地の供給力が不足



需要期
に出荷



(植木・盆栽の現状)

- 日本庭園向けやBONSAIブームにより、海外からの植木・盆栽に対する強いニーズ
- 国内生産体制の脆弱化で、輸出可能な植木・盆栽がなくなるおそれ



2~3年



1~2年



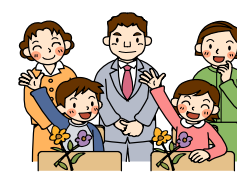
大型の挿し穂



3. 国産花きの需要拡大

- 国産花きの需要拡大に向けた、①フラワーコンテスト・花文化展示会の開催、②花育や花きの効用の普及、③オフィスや介護施設等での花や緑の利用、④異業種との連携によるプロモーション活動等を効果的に推進

くらしの中に花を取り入れましょう!



34 薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業

【530（467）百万円】

対策のポイント

薬用作物等の産地形成加速化のため、栽培実証ほ場の設置や事前相談窓口の設置等による支援のほか、優良種苗の安定供給に向けた取組を支援します。
地域特産作物の特徴ある機能性を活用し、新たな需要の創出・拡大を図るため、生産者、実需者等が一体となった産地の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・漢方薬等の原料となる薬用作物は、国内需要の拡大が見込まれていることから、産地と漢方薬メーカーとのマッチングの推進、栽培実証ほ場の設置や農業機械の改良、事前相談窓口体制の構築などの支援を通じ、薬用作物等の産地化を推進してきました。
- ・このような中、産地の継続的な発展を促進させるためには、優良種苗を安定的に供給する産地の体制整備が求められています。
- ・全国各地で地域性を活かして生産されている地域特産作物（ごま、繭等）の特徴ある機能性を活用し、新たな需要の創出・拡大を図るため、産地における安定的な生産を可能とする取組への支援が求められています。

政策目標

薬用作物の試験栽培等を通じて新たな産地を創出し、国内生産量を2倍に拡大（900トン（平成22年度）→1,800トン（平成30年度））

<主要内容>

1. 産地支援体制整備

新たに産地化を検討する地域等における産地形成を加速化するため、事前相談・マッチング窓口の設置や栽培技術指導の確立に向けた支援体制の整備を支援します。

2. 新産地等確立支援

- （1）地域ごとの気象条件・土壌条件等に適した品種の選定や栽培マニュアルの作成
- （2）安定生産に資する栽培技術確立のための実証ほ場の設置
- （3）優良種苗の安定供給に資する産地体制を確立するための実証ほ場の設置
- （4）低コスト生産体制の確立に向けた農業機械の改良
等を支援します。

3. 地域特産作物の特徴ある機能性を活用した新たな需要の創出・拡大

- （1）安定的な生産を可能とするための産地の体制整備、展示ほの設置、機能性成分の分析
- （2）機能性を活用した製品による需要創出・拡大のための調査、検討会の開催
等を支援します。

〔補助率：定額、1／2以内〕
〔事業実施主体：民間団体等〕

<各省との連携>

- 厚生労働省
 - ・漢方薬メーカーの需要情報の取りまとめ、提供
 - ・薬用作物の新たな育種、栽培、生産技術に関する研究の推進

[平成29年度予算の概要]

(関連対策)

○ 薬用作物等地域特産作物向け防除体系の確立推進事業

22(26)百万円

薬用作物等の地域特産作物について、農薬の適用拡大に必要な薬効薬害・作物残留試験等の実施及びIPM(多様な防除技術を組み合わせた病虫害防除体系)を活用した標準的な病虫害防除体系の確立に対して支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：生産局地域対策官 (03-6744-2117)
関 連 対 策：消費・安全局植物防疫課 (03-3502-3382)

薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業

【平成29年度予算概算決定額530(467)百万円】

- 薬用作物は、国内需要の拡大が見込まれる作物として関心が高く、中山間地域の活性化につながる作物として生産拡大への期待が大きい。
- 地域における栽培実証や農業機械の改良、栽培技術研修の開催や事前相談等の常設窓口による支援に加え、優良種苗の供給体制を整備することにより、更なる産地化を後押し。

支援策

事業内容(※補助率:定額、1/2以内)

- ▶ 新産地等確立支援により
 - ・ 地域に適した品種の選定、実証ほ場設置
 - ・ 栽培マニュアルの作成
 - ・ 農業機械の開発・改良
 - ・ 優良種苗の安定供給のための実証(拡充)
- ▶ 産地支援体制整備により
 - ・ 産地からの相談に対する支援
事前相談窓口の設置
地域相談会の開催(マッチング支援)
 - ・ 栽培指導体制の整備
栽培技術研修会の開催

産地化の推進



マッチングの成立



今後の展開方向

厚生労働省や関係団体と連携強化



新産地等への支援体制を構築



産地形成の加速化を推進

地域特産作物新需要創出産地支援(新規)

地域特産作物の特徴ある機能性を活用することで新たな需要の創出の可能性

▶作物と機能性の例



【ごま】
セサミン



【いぐさ】
抗菌性、芳香性



【繭】
蛍光、細繊維度、強度

生産者、製造業者、流通業者、地方公共団体、JA、試験研究機関等関係者が一体となった以下の取組を支援

- 展示ほの設置
- 機能性成分の分析
- 新たな実需者とのマッチング
- 種苗等の供給体制整備
- 関連設備・機械の改良 等

新たな需要の創出と
地域の活性化

35 産地活性化総合対策事業

【2,355(2,049)百万円】

対策のポイント

産地の活性化を図るため、「強み」のある産地形成、生産・流通システムの高度化など、生産現場での多様な課題の解決に向けた取組を支援します。

<背景／課題>

- ・農畜産物価格の低迷、資材価格の上昇等、農業生産現場は依然厳しい状況に置かれています。
- ・この状況を打開するためには、「日本再興戦略」等に基づき、「攻めの農業」の実現に向け、マーケットインの発想から実需者等と一体となり新品種等を活用した「強み」のある産地の形成、GAPの普及拡大、花きの安定供給体制づくり等による生産・流通システムの高度化等を進めることが重要です。

政策目標

ガイドラインに則したGAP導入産地割合の増大
(23%(平成25年度)→70%(平成30年度))

<主な内容>

1. 新品種・新技術活用型産地育成支援事業

「強み」のある産地形成を図るため、新品種や新技術等を活用して、実需者、農業者、普及指導員等が一体となり、新たな産地形成を行う取組等を総合的に支援します。

2. 生産システム革新推進事業

革新的な生産システムの確立に向け、平成32年のオリンピック・パラリンピック東京大会を契機としたGAPの普及拡大、農作業安全対策の推進等を支援します。

3. 薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業

薬用作物等の栽培技術の確立・普及を支援するとともに、薬用作物の優良種苗安定供給体制の整備、地域特産作物(ごま、繭等)の特徴ある機能性を活用した新需要創出の取組等を支援します。

4. 国産花きイノベーション推進事業

国産花きのシェア奪還と輸出拡大を図るため、需要期にあわせた高品質な切り花の低コスト安定供給体制の構築、植木・盆栽の生産体制の強化に必要な育苗期間短縮化の取組等を支援します。

5. 産地収益力増強支援事業

農業の成長産業化と農業・農村の所得向上を実現するため、多収品種や新たな輪作体系の導入等による土地利用型作物の生産コストの低減、農産物の利用拡大、蜜源の拡大・確保に向けた取組、病虫害の発生に伴うばれいしょ増産等に必要な機材の導入等を支援します。

6. 農畜産業機械等リース支援事業

新品種・新技術の導入、GI・機能性表示に対応するための光センサー等の機器の導入、いぐさ収穫機等地域作物の生産体制の確立に必要な農畜産業機械等のリース方式による導入の場合の負担を軽減します。

7. いぐさ・豊表農家経営所得安定化対策事業

国産豊表の高品質化・ブランド化に取り組むいぐさ生産者の経営安定を図るため、国産豊表の価格が下落した際に補てん金を交付します。

〔補助率：定額、1／2、1／3以内等〕
〔事業実施主体：協議会、民間団体等〕

お問い合わせ先：

- | | | |
|--------|---------------------------------|----------------|
| 1・6の事業 | 生産局総務課生産推進室 | (03-3502-5945) |
| 2の事業 | 生産局技術普及課(農作業安全) | (03-6744-2107) |
| | 生産局農業環境対策課(GAP体制強化・供給拡大) | (03-6744-7188) |
| 3・7の事業 | 生産局地域対策官 | (03-6744-2117) |
| 4の事業 | 生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室 | (03-6738-6162) |
| 5の事業 | 政策統括官付穀物課(大豆・麦・飼料用米等) | (03-3502-5965) |
| | 生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室 | (03-3593-6496) |
| | (養蜂等振興(花粉交配用昆虫)) | (03-3591-3656) |
| | 生産局畜産振興課(養蜂等振興(蜜源植栽支援等))(地鶏等振興) | (03-6744-2115) |
| | 政策統括官付地域作物課(地域作物支援) | (03-6744-7189) |
| | 生産局畜産振興課(畜産環境) | (03-3502-5989) |
| | 生産局食肉鶏卵課(食肉等産地育成強化) | (03-6744-2128) |
| | 生産局牛乳乳製品課(乳業再編) | |

産地活性化総合対策事業

産地の活性化を図るため、「強み」のある産地形成など生産現場での多様な課題の解決に向けた取組を支援。

推進事業 注）（）内は、補助率

農畜産業機械等リース支援事業

新品種・新技術活用型産地育成支援事業【拡充】

産地ブランド発掘事業(定額)【拡充】

地域コンソーシアム支援事業(定額、1/2)

種苗供給円滑化事業(定額)

新品種・新技術活用環境整備事業(定額、1/3)

- ・補助率:定額(物件購入相当額の1/2以内等)
- ・推進事業と一体的に取り組む場合に支援。
- ・各種タイプと対応する推進事業は以下のとおり。
(一部は単独可)

新品種・新技術活用型

生産システム革新推進事業【拡充】

GAP体制強化・供給拡大事業(定額、1/2)【拡充】

農作業安全総合対策推進事業(定額)【拡充】

薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業(定額、1/2)【拡充】

国産花きイノベーション推進事業(定額、1/2)【拡充】

産地収益力増強支援事業【拡充】

大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業(定額、1/2)【拡充】

養蜂等振興強化推進事業(定額、1/2)【拡充】

地域作物支援地区推進事業(1/2)【拡充】
地域バイオマス支援地区推進事業(畜産環境)(定額)
食肉等産地育成強化推進事業(1/2)
乳業再編等合理化推進事業(定額)

地鶏等生産振興推進事業(定額、1/2)【新規】

産地活性化型

いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業(定額)

地域作物支援型【拡充】
【リース単独実施】

36 「知」の集積と活用場によるイノベーション 【2,075(1,956)百万円】

対策のポイント

農林水産分野に異分野の知識・技術等を導入し、革新的な技術を生み出して商品化・事業化に導く産学官連携研究を推進します。

<背景／課題>

- ・農林水産・食品産業の成長産業化を図るためには、農林水産・食品分野と異分野の融合を含む産学連携の更なる強化により、知識・技術、アイデアを集積させ、生産者の所得向上等につながる革新的な研究成果を生み出し、スピード感をもって商品化・事業化に導くことが重要です。
- ・こうした異分野も含めた民間企業、大学等が持つ「知」を結集した革新技術の開発を推進することが必要です。

政策目標

「知」が集積する仕組みを活用した実施課題の80%以上で商品化・事業化が有望な研究成果を創出（平成34年度）

<主な内容>

1. 「知」の集積による産学連携推進事業 229(225)百万円

農林水産・食品分野と異分野の産学連携を促進するため、多様な民間企業や研究機関等による研究開発プラットフォームを立ち上げ、研究戦略の作成などを行います。

（委託費
委託先：民間団体等）

2. 「知」の集積と活用場による革新的技術創造促進事業

1,846(1,731)百万円

研究戦略に基づき研究開発プラットフォームが行う農林水産・食品分野と医学や工学など異分野が連携した研究開発を支援します。特に、商品化・事業化の基盤となる革新的な技術開発について、民間企業等との連携を促すマッチングファンド方式により支援します。

また、農林水産業の生産現場や消費者等のニーズに基づき実施される、民間企業等による事業化に向けた研究開発を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構）

（お問い合わせ先：
技術会議事務局研究推進課産学連携室（03-3502-5530））

「知」の集積と活用によるイノベーション

農林水産分野に異分野の知識・技術等を導入し、革新的な技術を生み出して商品化・事業化に導く産学官連携研究を推進。

「知」の集積と活用の中産学官連携協議会の運営

生産者、民間企業、大学、研究機関、NGO/NPO、金融機関、地方自治体、消費者等の多様な者が参画し、農林水産・食品分野とさまざまな分野の者がセミナー・ワークショップ等を通じて、交流を図り、研究開発プラットフォームの形成を促進。



セミナー・ワークショップなどによる会員同士のネットワーク化を通じ、研究開発プラットフォーム（共通のテーマに取組む仲間作り）の形成を促進。

研究開発プラットフォームにおける戦略づくり

「知」の集積と活用の中、研究開発プラットフォームがプロデューサー（又はチーム）を中心とし、新産業の創出につながる研究開発を実施するための戦略づくりを推進。



研究開発プラットフォーム

研究戦略
研究計画
知的財産戦略

等の作成

研究コンソーシアムによる研究開発の推進

研究開発プラットフォームの戦略に基づき、商品化・事業化につながる革新的な技術開発を実施。

研究開発の段階に応じ、マッチングファンド（民間企業と国が共に研究資金を出し合う）方式などにより委託研究を実施。

基礎

応用

商品化・事業化

異分野融合
発展研究

「知」の集積と活用
の中による研究開発
モデル事業

事業化
促進研究

商品化・事業化に
つながる研究成果
を次々と創出

国産材由来のCNFを用いた新素材の農林水産業への活用等



夏場も高効率で低コストな太陽光利用園芸施設の開発等
赤外線反射フィルムを活用した遮熱技術



エネルギー消費を抑制する冷凍・冷蔵用バッテリーの開発等

